

2020.10.14 改正版

工場審査における新型コロナウイルス感染拡大予防
ガイドライン

2020年5月19日

株式会社 全国鉄骨評価機構

1. 目的と適用の地域及び対象期間

1.1 策定の目的

工場審査における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「本ガイドライン」）は、(株)全国鉄骨評価機構（以下「全鉄評」という）が実施する鉄骨製作工場の工場審査（以下「工場審査」という）における新型コロナウイルス感染拡大予防を図るために、全鉄評、評価員及び調査員（以下「評価員・調査員」という）、都道府県組合事務局（以下「組合事務局」という）及び受審工場が実施すべき感染拡大予防策を定めたものです。工場審査においては、全鉄評、評価員・調査員、組合事務局及び受審工場は、本ガイドラインを参考に、新型コロナウイルス感染拡大予防に努めることといたします。

なお、本ガイドラインの対策内容は、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針等について（令和2年5月4日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」をもとに、鉄骨製作工場の工場審査向けに作成していますが、対策の漏れや不十分な点があれば、全鉄評に指摘していただきますとともに、積極的に対策を講じていただきますようお願いいたします。

2020年度後期審査においては、インフルエンザ感染予防対策も必要です。新型コロナウイルス感染拡大予防対策は、インフルエンザ感染予防にも有効とされています。インフルエンザには予防のためのワクチンがあり、ワクチンを接種することで発症を予防したり、重症化を防いだりできます。新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の予防をするためには、まだ新型コロナウイルスのワクチンが世に出ていないため、インフルエンザのワクチンだけでも接種しておくことが推奨されています。

1.2 適用の地域及び対象期間

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い政府による「緊急事態宣言」及びこれと同様な措置が発出された地域及び対象期間に対して適用します。なお、個々の自治体が独自に同様な宣言をした場合は、現場の実態を反映させた自治体の判断も重視することにします。

新型コロナウイルス感染拡大予防のためには、政府による「緊急事態宣言」が解除された後でも、感染は完全には収束していないため、当面の間は本ガイドラインに従った感染予防活動は継続する必要があるとされています。本ガイドラインに定めた個々の具体的な対策は、感染の収束状況によっては見直しも必要であり、政府や各都道府県の対応状況を見て見直しの要否の判断をしていくこととします。

2. 工場審査日の調整について

2.1 工場審査予定日の調整について

工場審査予定日は、政府による緊急事態宣言が解除されていることを前提として、

受審工場の希望日を可能な限り優先して設定します。県内の外出自粛要請、県を跨いだ移動制約等が要請されている場合や、受審工場の希望日に対応できる評価員・調査員が受審工場の他県であり、移動手段、移動時間などで感染予防上の問題がある場合は、審査予定日の変更をお願いすることがあります。

2.2 工場審査の実施可否の最終判断について

審査予定日に近づいても政府による緊急事態宣言発出及びこれに準ずる措置の継続・延長、または改めて緊急事態宣言の発出がなされたような場合は、工場審査は実施せず審査を延期します。また、個々の自治体が独自に同様な宣言をした場合については、審査の実施の可否を個別に判断します。延期された審査日は、緊急事態宣言等の期間の終了を待って、全鉄評が評価員・調査員、申請工場及び組合事務局と協議したうえで決定します。

3. 評価員・調査員の決定について

- ・全鉄評は評価員・調査員の移動時の感染拡大予防の観点から、評価員・調査員の選定にあたっては、極力、審査工場の所在地と同一都道府県内に在住する評価員・調査員となるよう調整します。

- ・ただし、同一都道府県内、隣県に在住する評価員がいない場合や、評価員・調査員と申請工場の審査希望日のスケジュールの調整ができなかった場合は、出来るだけ移動距離が少なくなるような調整の上、別の都道府県在住の評価員・調査員を、評価員・調査員の了解を得て選定します。

4. 工場審査における感染拡大予防対策

4.1 評価員・調査員の方々へのお願い

1) 審査業務の引き受け可否と体調管理のお願い

審査をお願いする工場は、評価員・調査員の居住地に近い工場を担当していただくよう配慮いたします。なお、高齢や基礎疾患等の事情がある場合はお申し出ください。また、審査日近くになって発熱・咳などの症状で体調がすぐれない場合は、全鉄評に連絡してください。評価員・調査員の交代などを全鉄評で調整いたします。

2) 評価員・調査員の工場への移動について

全鉄評は、出来るだけ長時間のバス、鉄道等の乗車にならないように評価員・調査員の担当工場の調整に配慮をいたします。長時間での高速バス、鉄道での移動がやむを得ない場合は、評価員・調査員に事前に相談するとともに、組合事務局との相乗り、

借り上げタクシーの利用等(三密を避けるため、2名/台の余裕を持った乗車と窓開け)の交通手段の見直しを検討いたします。感染拡大予防の観点では、公共交通機関を使わないで自家用車での移動もご検討下さい。ただし、自家用車使用の場合は、自動車事故に備えて自動車保険に必ず加入しておいてください。

3)工場審査時間について

できるだけ審査会場(会議室等)で長時間にならないように審査をお願いいたします。質疑応答で時間がかかるような内容については後日回答を可とする等のご配慮をお願いいたします。なお、必要に応じて、工作基準等の書類審査資料を事前に申請工場から提出していただき、評価員・調査員が事前に確認して審査会場での審査時間の短縮を図る取り組みを実施いたします。また、書類審査時は評価員・調査員で行い、質疑応答以外は工場側の出席者に退席してもらう等の進め方も検討をお願いいたします。

4) 審査時の感染予防対策

- ・入室前後の手洗いうがいと、マスクの着用をお願いします。
- ・審査会場及び工場内でのソーシャルデスタンス(人と人との間隔)の確保(2m)をお願いします。

4.2. 組合事務局の方々へのお願い

1)審査予定日の調整について

受審工場の希望日に対応できる評価員・調査員が工場の所在県内又は隣県に居住しておらず、遠距離の移動となるような場合は、組合事務局、受審工場で調整・提案していただいた審査日の変更をお願いする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

2)体調管理のお願い

審査日近くになって発熱・咳などの症状で体調がすぐれない場合は、全鉄評に連絡してください。評価員・調査員及び工場への連絡や、評価員・調査員の工場への移動方法等について、全鉄評で調整いたします。

3)受審工場への移動

混雑するような公共交通機関を使った長時間移動を出来るだけ避けるようお願いいたします。具体的な方法としては

- ・組合事務局員の自家用車、貸し切りのタクシーの利用
- ・評価員・調査員各自が自家用車での移動が可能であれば、自家用車での移動をお願いしていただいても結構です。ただし、その場合は自動車保険への加入を

念のために確認しておいてください。

- ・自動車の場合でも、タクシーで3名（評価員・調査員2、組合事務局1）が乗車すると、4名の密状態が懸念されるため、2台に分乗するようにお願いします。また移動時は、窓を開け、換気を行うようご注意ください。また、特例として、タクシーが手配できないような場合は、受審工場に迎えに来てもらうことも許容します。
- ・昼食をとる場合は、所謂「三密」を避けるため、混雑するような店舗、時間帯を避けてください。評価員・調査員が了承する場合は、昼食を各自済ませた時間帯での審査もご検討下さい。

4) 審査時の感染予防対策

- ・入室前後の手洗いうがいと、マスクの着用をお願いします。
- ・審査会場及び工場内でのソーシャルデスタンス（人と人との間隔）の確保（2m）をお願いします。

5) 受審工場への指導のお願い

「4.3 受審工場へのお願い」を受審工場にお願いいたしますので、組合事務局からもご指導をお願いいたします。

4.3 受審工場へのお願い

（工場審査における感染リスクとリスクに応じた対応）

鉄骨製作工場の工場審査を受審する事業者においては、まずは工場審査時の審査の方法、審査の流れに沿って、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、評価員・調査員や工場従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討してください。なお、自社あるいは各都道府県鉄構工業会（組合）等で、新型コロナウイルス感染予防対策に関する指針等が既に作成されている場合は、本ガイドラインと合わせて感染予防を実施してください。

1) 受審工場側の出席者の体調管理のお願い

審査日近くになって発熱・咳などの症状で体調がすぐれない品質管理技術者等がいる場合は、審査に参加させないでください。また、状況等を全鉄評に連絡していただければ、審査の実施可否を含めて全鉄評で判断し、関係者に連絡します。

新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあるとされています。発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないことは、工場審査における感染対策としては最も優先すべき対策です。管理技術者の欠席について

は、出来るだけ速やかに全鉄評にご連絡ください。発熱者を体温計などで特定し入室を制限することも検討してください。

2) 審査会場（会議室等）について

<審査会場（会議室）、出席者、配置>

- ・出席者は必要最小限に絞っていただき、発熱またはその他の感冒様症状を呈している方が入室しないようお願いします。
- ・評価員2名あるいは評価員・調査員の2名の距離、評価員・調査員と工場側の出席者との対人距離を確保した配置（2mを目安に）としてください。近距離での対面の質疑応答にならないよう机配置を検討ください。近距離での対面審査となる場合は、アクリル板やビニールシート等で対面の仕切りを設ける対策をお願いします。
- ・審査会場は、窓がある部屋（2つの窓を同時に開けるなどの対応）とし、窓を開けた状態か、部屋の換気をして部屋の空気を新鮮に保ってください（1時間位に2回、10分程度とされています）。
- ・工場の事情により、三密（密閉された場所；窓やドアが開いていない風通しの悪い場所、密集した場所；人がたくさん集まっている場所、密接した場面；人と人との距離が近い場面）が回避できるような適切な審査会場（会議室）が確保できない場合は、三密が避けられる近隣の貸会議室等での審査も検討してください。

<審査会場の環境>

- ・審査会場においては、感染予防のために手洗い、石鹸、消毒液の準備をお願いします。共用のタオルは使用せず、ペーパータオルを準備ください。
- ・マスクの着用をお願いします（従業員及び入場者に対する周知）。
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、消毒を実施してください。
- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意してください。

<審査時間の短縮について>

- ・できるだけ短時間で審査が終了するよう、審査資料関係の準備と、適切な説明をお願いいたします。
- ・審査室における審査時間の短縮のため、審査される工作基準等の各基準類を、評価員・調査員へ事前配布して、事前に審査書類に目を通して戴くことが有効と考えています。現状の審査に於いては、各基準類の審査に時間がかかる場合が多く、評価員が事前に内容を確認することで、書類審査の時間を短縮でき、屋内での感染のリスクを減らすことが期待できると考えられます。具体的な準備の方法については「工作基準、検査基準等の審査資料の事前提出、事前配布について」をご覧ください。

・各基準類の事前送付については、2020 年度前期の審査実績では時間短縮の効果を確認しました。また、評価員・調査員及び組合事務局も概ね効果があるとの意見が多数でした。このため、感染の収束が見えない 2020 年度後期についても、審査資料類の事前提出をお願いしたいと思います。

・なお、工場の事情により工作基準等の各基準類の事前送付が難しい場合でも、基準類に記載している該当箇所に、付箋をつける等、審査をスムーズに進めることができるようにしてください。

<工場内における実地審査時のお願い>

・感染予防及び熱中症対策として、できるだけ効率的に短時間で工場内での実地審査ができるよう、当日の審査対象物件の準備等をお願いいたします。

・評価員・調査員、組合事務局用をお願いしていますヘルメット、保護メガネ、手袋、タオル（共用としない）、安全靴・作業着等（必要に応じて）についても、消毒をしておくかできれば新品の準備をお願いします。

・工場内でのソーシャルデスタンス（人と人との間隔）の確保（2 m）をお願いします。

・審査後の手洗い、うがいの準備をお願いします。

以上

<参考資料；鉄骨製作工場における日常の感染対策について>

1. 新型コロナウイルス感染対策

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 作業着や衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ゴミの廃棄）

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

（清掃・消毒）

・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い。

（その他）

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

(症状のある方の出社等の制限)

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は出社しないように呼びかけることは、工場内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し出社を制限することも考えられる。

2. インフルエンザの予防方法

「一般社団法人日本感染症学会提言 今冬のインフルエンザと COVID-19 に備えて(日本感染症学会)」

インフルエンザを予防するためには主に6つのことを意識しておきましょう。

1) マスクの着用

インフルエンザウイルスも飛沫感染によって感染しますので、マスクを着用することで感染を予防することができます。外出時にはマスクを着用するようにしましょう。

2) 手洗い

インフルエンザは飛沫による感染だけでなく、ウイルスのついた手で口などを触り、そこからウイルスに感染する接触感染もあります。ですので、手洗いうがいは感染を予防するためには非常に重要です。

流水で15秒手洗いをするだけでも手に残っているウイルスは約1%程度となります。石鹸で30秒ほどもみ洗いをして15秒ほど流水ですすぐと手に残るウイルスの量は約0.01%程度になる等、手洗いによってウイルスの量を減らせることが厚生労働省からも報告されています。

また、インフルエンザはエンベロープという脂質の膜に覆われています。このエンベロープはアルコールによって膜を破壊することができるため、ウイルスにダメージを与えることができます。ですので、手洗いの後にはアルコール消毒をすることも効果的です。手洗いがすぐにできないという場合にはアルコール消毒だけでも行っておくとよいでしょう。

3) 免疫力をつける

バランスのとれた食事を摂取し、十分に睡眠をとるなどして体力、免疫力をつけることで感染を防ぐことができます。

4) 加湿

インフルエンザが流行する冬の時期は乾燥しやすい時期です。空気が乾燥すると気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って50～60%に保つようにしましょう。

5) 人混みへの外出を控える

インフルエンザはウイルスを保持していても症状が出ていない方もいます。症状が出ていなければ自分がインフルエンザに感染していると自覚ができずに外出している方もいます。そういった方からウイルスをもらってしまい、感染してしまうこともあります。人混みや繁華街への不要不急の外出を控えるようにしましょう。

6) ワクチンの接種

インフルエンザワクチンはインフルエンザを発症する可能性を減らすだけでなく、感染後に重症化することを防ぐことができます。厚生労働省では、インフルエンザは日本において例年12月～4月頃に流行し、例年1月末～3月上旬に流行のピークを迎えるとしています。そのため、摂取したワクチンの効果が出るまでの期間を考えても12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとしています。

以上